の灯火器の特性軸をいう。」と、3.7.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、それぞれ読み替えるものとする。

三　カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車に備える制動灯にあっては、別添70「制動灯の技術基準」に定める基準とする。

第五十六条第１項、第五十七条第１項及び第五十八条第１項中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改める。

第五十九条第１項を次のように改める。

方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車に備える方向指示器（次号から第四号までに掲げるものを除く。）にあっては、協定規則第６号の技術的な要件（同規則改訂版補足第26改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第６号改訂版の規則補足第26改訂版10.2.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号の技術的な要件（同規則改訂版補足第26改訂版の規則5.5.1.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則5.5.3.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

二　二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器にあっては、協定規則第６号の技術的な要件（同規則改訂版補足第26改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準又は協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則6.の規定及び協定規則第50号補足第16改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則10.2.に定める基準及び協定規則第50号補足第16改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号の技術的な要件（同規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則5.5.1.に限る。）に定める基準及び協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.5.1.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則5.5.3.の規定及び協定規則第50号補足第16改訂版の規則6.5.3.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

三　三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面及び後面に備える方向指示器にあっては、次に掲げる基準とする。

イ　方向指示器は、方向の指示を表示する方向100mの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

ロ　方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

四　車両総重量が８ｔ以上又は最大積載量が５ｔ以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。）の両側面の中央部に備える方向指示器にあっては、別添73「方向指示器の技術基準」に定める基準とする。

第五十九条第１項中「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」を「三輪自動車」に、「又は後面」を「及び後面」に、「、前項第一号」を「、前項第三号イ」に改める。

第五十九条第３項、第六十一条第１項、第六十一条の１第１項及び第六十一条の３第１項中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改める。

第九十三条第１項第１号中「同規則第11改訂版補足第11改訂版」を「同規則第11改訂版補足第12改訂版」に改め、同条第３項中「同規則補足第15改訂版」を「同規則補足第16改訂版」に改め、同条第六項中「同規則第11改訂版補足第11改訂版」を「同規則第11改訂版補足第12改訂版」に改める。

第九十三条の１第１項中「同規則第11改訂版補足第11改訂版」を「同規則第11改訂版補足第12改訂版」に改め、同条第３項中「同規則補足第15改訂版」を「同規則補足第16改訂版」に改める。

第九十四条第１項第１号中「同規則第11改訂版補足第11改訂版」を「同規則第11改訂版補足第12改訂版」に改める。

第九十六条第１項第１号ロ中「あるもの」を「ある又は他の部分との接触により燃料漏れが発生するおそれがあるもの」に改め、同項第四号から第六号まで繰り、同項第三号を次のように改める。

三　燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。

イ　通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。

ロ　排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から300㎜以上離れていること。

ハ　露出した電気端子及び電気開閉器から200㎜以上離れていること。

ニ　座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。

第九十六条第３項中「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改め、同条第４項中「専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車」を「自動車」に改め、「並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車」を「、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車」に、「別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　自動車（乗車定員10人以上の自動車、車両総重量が2.8ｔを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料タンクにあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則8.及び9.6.に限る。）に適合すること。ただし、第１項第一号に掲げる基準に適合する場合にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則8.1.1.に限る。）の規定は適用しない。

二　専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車（車両総重量が2.8ｔを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）及び三輪自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8ｔを超える自動車を除く。）の燃料タンクにあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則8.に限る。）又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に適合すること。ただし、第１項第一号に掲げる基準に適合する場合にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則8.1.1.に限る。）の規定は適用しない。

第九十六条第四項中「ただし書き」を「ただし書」に改め、同項第１号を次のように改める。

二　協定規則第34号（規則5.及び6.に限る。）に適合するもの又は協定規則第34号（規則13.に限る。）に適合するもの

第九十七条第１項第３号中「（液化石油ガスを燃料とする自動車に限る。）」及び「（圧縮天然ガスを燃料とする自動車に限る。）」を削り、「による検知管の」を「によって測定される」に改め、同条第３項中「第四号から第六号まで」を「第三号」に改め、同条第四項第３号中「に定める基準とする」を「3.に定める方法により試験を行った結果、同別添4.の基準に適合するものであること」に改める。